

平成18年4月24日

各 位

会社名	コーナン商事株式会社
代表者名	代表取締役社長 疋田 耕造
	コード番号 7516
	東証・大証 第1部

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月24日開催の当社取締役会において「定款一部変更の件」に関し、平成18年5月25日開催予定の当社第29回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）ならびに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたのに伴い、以下の理由により、定款の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第16条（参考書類等のインターネット開示）を新設するものであります。
- (2) 最適な経営体制を機動的に構築するほか事業年度における経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。
- (3) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第10条（基準日） <u>当社は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第11条（単元未満株式の買増請求） <u>単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を当社に請求することができる。</u></p>	<p>第11条（単元未満株式の買増請求） <u>単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 < 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第12条（基準日） <u>当社は、毎年2月末日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>
<p>第12条（招集の時期） <u>当社の定時株主総会は毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、臨時招集する。</u></p>	<p>第13条（招集の時期） <u>当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集する。</u></p>
<p>第13条（招集者及び議長） <u>株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議を経て取締役社長が招集し、その議長となる。</u> <u>取締役社長に支障があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>第14条（招集権者及び議長） <u>株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。</u> <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>第14条（決議方法） <u>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数によって決する。</u> <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数によって決する。</u></p>	<p>第15条（決議要件） <u>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u> <u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第15条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第16条（議事録） 株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果を、議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印または電子署名してこれを会社に保存する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条（員数） 当会社に取締役20名以内を置く。</p> <p>第18条（選任） 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第19条（任期） 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>第20条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>第21条（取締役会） 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第16条（参考書類等のインターネット開示） 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>第17条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条（員数） < 現 行 ど お り ></p> <p>第19条（選任） < 削 除 > 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 < 現 行 ど お り ></p> <p>第20条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 < 削 除 ></p> <p>第21条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>第22条（取締役会） < 現 行 ど お り ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役会招集の通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。<u>ただし緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。<u>但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規定による。</p>	<p>< 現 行 ど お り ></p>
<p><u>第22条（報酬）</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>取締役の報酬並びに退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>
<p>第23条（員数） 当会社に監査役5名以内を置く。</p>	<p>第23条（員数） < 現 行 ど お り ></p>
<p>第24条（選任）</p>	<p>第24条（選任）</p>
<p><u>監査役は株主総会において選任する。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p><u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第25条（任期）</p>	<p>第25条（任期）</p>
<p>監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>。</p>
<p>第26条（常勤監査役）</p>	<p>< 現 行 ど お り ></p>
<p><u>監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p>	<p>第26条（常勤監査役）</p>
<p>第27条（監査役会）</p>	<p><u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>
<p>監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。<u>ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規定による。</p>	<p>第27条（監査役会）</p> <p>監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。<u>但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p><u>第28条（報酬）</u></p>	<p>< 現 行 ど お り ></p>
<p><u>監査役の報酬並びに退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>第29条（営業年度）</p>	<p>第28条（事業年度）</p>
<p>当会社の<u>営業年度</u>は、毎年3月1日から翌年2月末日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p>当会社の<u>事業年度</u>は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第30条（利益配当金） <u>利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対しこれを支払う。</u></p> <p>第31条（中間配当金） <u>取締役会の決議により、毎年8月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当という。）を行うことができる。</u> < 新 設 ></p> <p>第32条（転換社債） <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金及び中間配当金については、転換請求が3月1日から8月31日までになされたときは3月1日に、9月1日から翌年2月末日までになされたときには9月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p> <p>第33条（配当金等の除斥期間） <u>利益配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>第29条（剰余金の配当） <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u> <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u> < 削 除 ></p> <p>第30条（自己株式の取得） <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u> < 削 除 ></p> <p>第31条（配当金の除斥期間） <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>

以上

この件に関するお問合せは、総合企画部 I R 広報室までお願いします。

TEL 072-274-1668